

各種ガイドライン改正(案)の概要



各種ガイドライン改正(案)の概要

プロセス・VFM・契約・運営権ガイドラインについて、令和4年PFI法改正の国会審議における指摘等を踏まえて改正を行う。5月18日にPFI推進委員会（有識者）での審議を経ている。

国会審議における指摘事項等	ガイドライン改正事項
1. 労働条件 PFI事業において、労働者の賃金等の労働条件が悪化しないようにすべき。	契約ガイドラインに、 労働関係法令を遵守し、社会保険料等の適正な積算を行うことが必要 である旨を追記。
2. 地域企業参画 PFI事業において、地域のまちづくりの中核を担う 地域企業が参画しやすい ようにすべき。	プロセスガイドラインに、民間事業者の募集時の基本的な考え方の一つとして、 入札時の評価項目に地域企業の参画の有無等を取り入れる といった工夫が想定される旨を追記。
3. 災害時利用 PFI事業の対象施設（体育館等）について、 災害時の避難所等 として確実に利用できるようにすべき。	プロセスガイドラインに、PFI事業の対象施設は、公共性が高いものであるため、 各施設の用途を踏まえ、災害時の被災者の受入れ等に活用できる ことが望ましい旨を追記。
4. 会計検査院報告 国が実施するPFI事業の VFMが大きく算定されていた可能性 があることから、今後実施されるPFI事業において、より適切にVFM評価が行われるよう、 VFMガイドラインの改定等 について検討すべき。（令和3年5月会計検査院報告）	VFMガイドラインに、会計検査院報告を踏まえ、公共が実施した場合の 公的財政負担の見込み額を適切に捉える観点から、過去の類似施設の落札価格等を基に算定することが想定される 旨を追記。
5. 実施方針の変更手続 令和4年PFI法改正により創設された実施方針の変更手続について、 適切な運用がなされるよう、制度の詳細を整理することが必要 。	運営権ガイドラインに、PFI法改正により設けられた実施方針の変更提案に基づく変更手続について、 設定された運営権の運営等の内容から逸脱したり、施設の立地（住所）に変更が生じたりしないよう留意 する旨を追記。